

「西ヶ原まちづくり協議会」(会則)

(名称)

第1条 本会は、「西ヶ原まちづくり協議会」と称する。

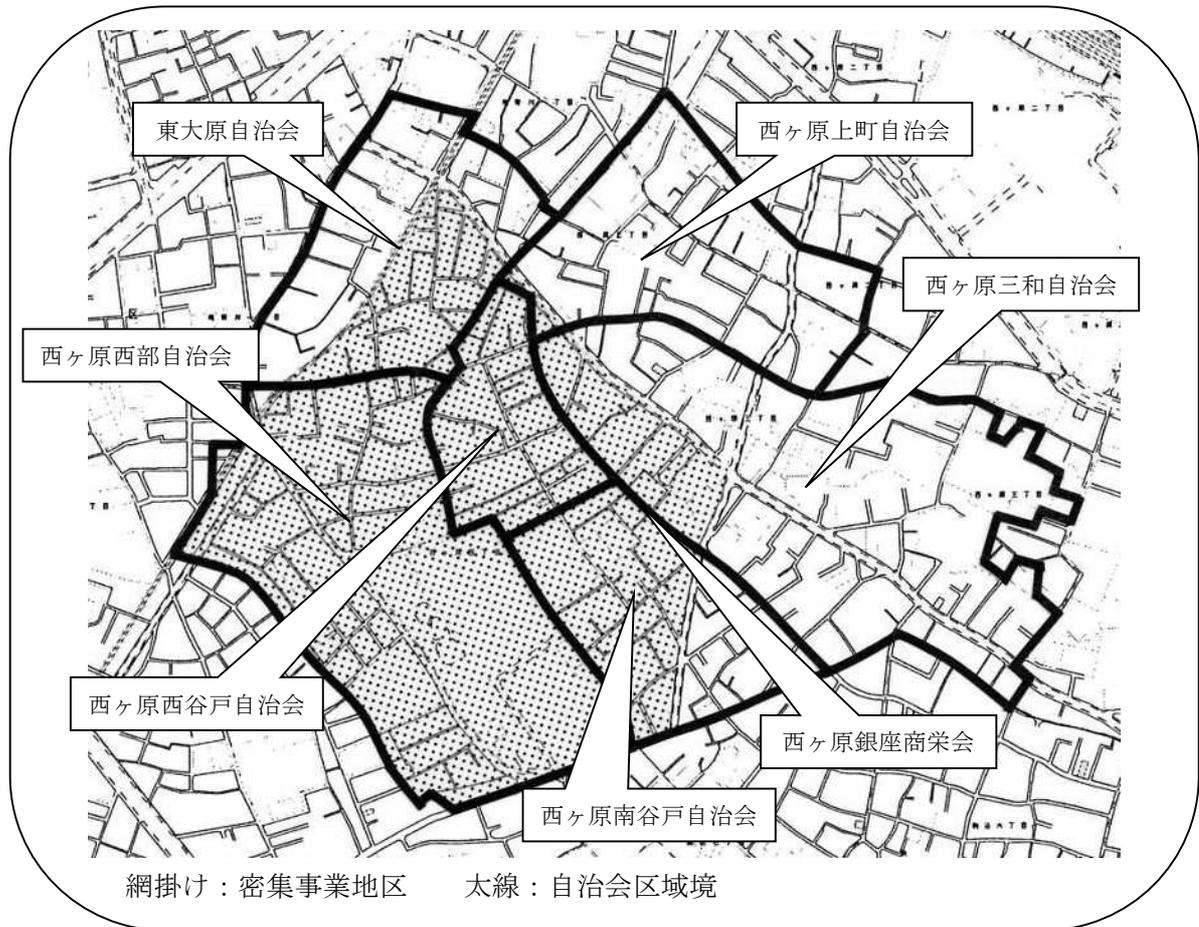
(目的)

第2条 本会は、密集事業地区の防災性能と居住環境の向上を図り、いつまでも安全で住みやすい、文化的なまちづくりを推進することを目的とする。

(活動地域)

第3条 本会の活動地域は、6自治会1商店会（西ヶ原西部自治会、西ヶ原西谷戸自治会、西ヶ原南谷戸自治会、東大原自治会、西ヶ原三和自治会、西ヶ原上町自治会、西ヶ原銀座商栄会）と関係する密集事業地区の範囲を基本とする。

区域図



(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) まちづくりについて、地域住民の意見が充分反映されるよう協議し、その実現に向かって、あらゆる活動を推進する。
- (2) まちづくりに必要な調査、研究、勉強会を行うこと。
- (3) まちづくりに関する地域住民の提言を区に行う。
- (4) まちづくりニュース等で活動内容を関係住民に周知すること。
- (5) その他まちづくりに関すること。

(会員)

第5条 本会は、第2条の目的に賛同する個人および法人を会員とする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、北区防災まちづくり担当部防災まちづくり担当課に置く。